

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年三月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月十八日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

所沢狭山線	路線名
所沢市向陽町二一八二番三地先から 同市岩岡町六五五番一地先まで	供用開始の区間
令和四年三月十八日	供用開始の期日
令和四年三月十八日付け埼玉 県川越県土整備事務所長告示第 七号で告示した道路予定区域の 供用開始である。 延長一四九・九〇メートル	備考